

食安輸発第0502001号
平成19年5月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産植物性タンパクの取扱いについて

中国産小麦グルテンの取扱いについては、平成19年4月19日付け事務連絡にて連絡したところですが、当該企業以外の企業の製造する植物性タンパクにもメラミン関連化合物が含まれる可能性があるとの情報を入手したことから、下記により検査を実施することとしたので対応方よろしくお願ひします。なお、併せて企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡するようお願ひします。

記

1. 検査対象及び頻度

中国産の米及び小麦を原料とするタンパク（グルテンを含む。）について輸入の都度、貨物を保留し検査すること。

2. 検体採取方法及び試験実施機関

平成18年3月30日付け食安輸発第0330005号 別添の別表第2「添加物②不均一に分布するもの」により検体を採取し、横浜検疫所及び神戸検疫所輸入食品検査・検査センターにおいて試験を実施すること。

3. 検査方法

米国食品医薬品庁（FDA）が公表している別添の方法を準用すること。

4. その他

検査によりメラミンを検出した場合にあっては、製造工程におけるメラミンの使用の有無を確認するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。

なお、1の検査対象以外の中国産植物性タンパク（大豆タンパク等）については、平成18年3月30日付け食安輸発第0330005号に基づき、モニタリング検査を実施すること。